

日野町学校評価実施要領の一部を改正する要領

日野町学校評価実施要領（平成 20 年日野町教育委員会要領第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(外部評価)</p> <p>第 6 条 外部評価については、各学校や地域の状況に応じて取組を推進し、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>1 <u>削除</u></p> <p>2 <u>日野中学校区学校運営協議会への説明</u> 学校は、<u>(削除)</u>次に掲げる事項を日野中学校区学校運営協議会（以下「協議会」という。）に対して説明する。 (1) ～ (3) 略</p> <p>3 外部評価の実施 <u>協議会</u>は、次に掲げる事項を行う。 (1) ～ (3) 略</p> <p>4 <u>協議会の情報請求</u> <u>協議会</u>は、必要に応じて、学校訪問及び教職員・生徒・保護</p>	<p>(外部評価)</p> <p>第 6 条 外部評価については、各学校や地域の状況に応じて取組を推進し、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>1 <u>学校関係者評価委員会の設置</u> <u>(1) 学校は、学校関係評価者によって構成される委員会等（以下「関係者評価委員会」という。）を設置する。</u> <u>(2) 関係者評価委員会の構成員は、当該学校の職員以外の者で、保護者、P T A 役員、学校評議員、地域住民、学識経験者、他校種の教職員等のうちから、各学校において適切に定め、校長が委嘱する。</u></p> <p>2 <u>関係者評価委員会への説明</u> 学校は、<u>関係者評価委員会の運営にあたり、次に掲げる事項を学校関係者評価委員に対して説明する。</u> (1) ～ (3) 略</p> <p>3 外部評価の実施 <u>関係者評価委員会</u>は、次に掲げる事項を行う。 (1) ～ (3) 略</p> <p>4 <u>関係者評価委員会の情報請求</u> <u>関係者評価委員会</u>は、必要に応じて、学校訪問及び教職員・</p>

者に対するアンケート等、学校評価に係る情報を校長に請求することができる。

生徒・保護者に対するアンケート等、学校評価に係る情報を校長に請求することができる。

別表1（第4条 学校評価の実施時期関係）

時期	学校	町教委	備考
3月 ～ 5月	○略 ○略 5月 協議会で 目標、評価基準 等の説明		○略
5月 ～ 7月	略	略	略
9月 ～ 10月	略	略	略
1月 ～ 3月	略	略	略

(注) 外部評価の実施とは、協議会での評価を意味する。

別表1（第4条 学校評価の実施時期関係）

時期	学校	町教委	備考
3月 ～ 4月	○略 ○略 4月 学校関係 者評価委員会設 置		○略
5月 ～ 7月	略	略	略
9月 ～ 10月	略	略	略
1月 ～ 3月	略	略	略

(注) 外部評価の実施とは、学校関係者評価委員会の開催を意味する。

別表3（第8条 教育委員会への提出書類関係）

様式等	記載内容	提出期限 (年度区切り)
学校自己評価表 (様式1)	略	略
年間評価計画 (様式2)	略	
学校自己評価表 (最終)	略	略

別表3（第8条 教育委員会への提出書類関係）

様式等	記載内容	提出期限 (年度区切り)
学校自己評価表 (様式1)	略	略
年間評価計画 (様式2)	略	
学校自己評価表 (最終)	略	略

外部評価 報告書 (様式3)	外部評価実施日、(削除)協議 内容、改善方策、実施上の問 題点	略	学校関係者評価 委員会 報告書 (様式3)	学校関係者評価委員会の開催 日、構成員、協議内容、 改善方策、実施上の問題点	略
外部評価書 (様式4)	学校の自己評価に対する協議 会の所見及び提言等		外部評価書 (様式4)	学校の自己評価に対する学校 関係者評価委員会の所見及び 提言等	
(削除)			(注) 学校関係者評価委員会報告書は、学校関係者評価委員会を開催し た学校が提出する。		

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。